

小学校の就学区域

より近くの小学校へ通学を希望するときは、市立の学校への就学は、あらかじめ定められた就学区域(学区)の学校に通学することが原則となっています。

しかし、次のような条件をすべて満たす場合は、より近くの小学校への就学が許可される場合があります。

- 許可条件
- 定められた学区の小学校への通学距離が、おおむね1.5km以上あり、それよりも近くに希望する学校がある

希望する学校の該当学年の1学級平均人数が35人を超えない。また、学校の収容力にも余裕がある(成田小・加良部小・平成小への通学希望は、収容力に余裕



がないので許可できません)希望する学校までの、安全な通学経路が確保できる

(注)希望者が多い場合は、定められた学区の小学校への通学距離が遠い児童を優先します。

申請期間 1月5日(月)～2月20日(金)土・日曜日、祝日を除く

申請場所 学務課 市役所5階

新年度に入ってからこの条件の利用を希望する人は、随時申請を受け付けています。申請手続きなどくわしくは学務課 ☎ 201581へ。

排水設備の清掃・点検

訪問セールスにご用心!

最近、宅地内の排水設備の清掃・点検などで、市役所から紹介されてきたようなことをいって、各家庭を訪問する業者がいます。

市では、排水設備の点検や清掃について、業者の紹介やあっせんは一切行っていません。市から業務を委託された業者は、必ず市発行の身分証明書を携帯しています。訪問セールスなどの業者で、不審に感じるときは下水道課の201553に連絡ください。

相談日

相談名	期日	時間	場所	問い合わせ先
市民 行政 相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民相談所 ☎ 20-1507
市民生活相談 (家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	"	"
法律相談 (予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	"	"
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	27日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	"
不動産相談	20日(火)	10:00～12:00	"	"
税務相談	20日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	"
外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	22日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	"
市民よろず相談	17日(土)	13:00～16:00	中央公民館会議室	市民よろず相談事務局 作田義美さん(☎ 23-3286)
女性就業 (内職 相談 来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課 ☎ 22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課 ☎ 22-1111 内線2725
住宅相談 (予約制) (新築・増改築に関する相談)	8日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所 ☎ 22-2101 5日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト(商工会館1階)	パートサテライト ☎ 22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター ☎ 23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課 ☎ 20-1526
交通事故相談	6日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	市民生活課 ☎ 20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会 ☎ 27-7755
酒害相談	15日(木)	9:00～12:00	"	"
介護相談	8日(木)	14:00～16:00	在宅介護支援センター 成田苑 ☎ 36-6331	高齢者福祉課 ☎ 20-1537
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課 ☎ 20-1538
戦没者遺族相談	26日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	厚生課 ☎ 20-1536
健康体力相談	火曜日	9:00～12:00	市体育館	市体育館 ☎ 26-7251
就学相談 (予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課 ☎ 20-1582
教育相談 (予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター ☎ 20-6336
教育相談 (不登校相談も)	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室 ☎ 28-3234